

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成27年5月14日(2015.5.14)

【公表番号】特表2014-518115(P2014-518115A)

【公表日】平成26年7月28日(2014.7.28)

【年通号数】公開・登録公報2014-040

【出願番号】特願2014-517981(P2014-517981)

【国際特許分類】

A 6 1 B 1/00 (2006.01)

【F I】

A 6 1 B 1/00 3 2 0 B

【手続補正書】

【提出日】平成27年3月27日(2015.3.27)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

装置であって、

動物の消化管内に配置されるように構成されるカプセルと、

形状記憶合金部材であって、該形状記憶合金部材に電流が加えられる場合には、その寸法のうちの少なくとも1つを変更するように構成され、該形状記憶合金部材は前記カプセルに結合される、形状記憶合金部材と、

前記カプセルに結合される付勢部材と、

前記形状記憶合金部材及び前記付勢部材に結合される器具であって、該器具を第1の構成から第2の構成に移行させるように前記形状記憶合金部材に電流を加えることができ、該器具が前記第2の構成にある場合には、前記電流を除去して、該器具を前記第2の構成から前記第1の構成に移行させることができる、器具と、

を備える、装置。

【請求項2】

生検装置であって、

本体と、

形状記憶合金部材であって、該形状記憶合金部材に電流が加えられる場合には、その寸法のうちの少なくとも1つを変更するように構成され、該形状記憶合金部材は前記本体に結合される、形状記憶合金部材と、

組織サンプル又は体液サンプルを回収するのに伸長するように構成される器具であって、該器具は、該器具を第1の構成から第2の構成に移行させるように前記形状記憶合金部材に電流を加えることができ、該器具が前記第2の構成にある場合には、前記電流を除去して、該器具を前記第2の構成から前記第1の構成に移行させることができるように前記形状記憶合金部材に結合される、器具と、

を備える、生検装置。

【請求項3】

前記付勢部材の縦軸は前記形状記憶合金部材の縦軸に平行である、請求項1に記載の装置。

【請求項4】

前記形状記憶合金部材に電流が加えられる場合には、前記形状記憶合金部材は拡張する

ように構成される、請求項 1～3 のいずれか一に記載の装置。

【請求項 5】

前記カプセル又は前記本体が、前記形状記憶合金部材に電流を加えるのに、前記形状記憶合金部材に結合されるように構成される電源を更に備える、請求項 1～4 のいずれか一に記載の装置。

【請求項 6】

前記器具は前記第 1 の構成において収縮しており、前記器具は前記第 2 の構成において伸長している、請求項 1～5 のいずれか一に記載の装置。

【請求項 7】

請求項 1 又は請求項 3～6 に記載の装置であって、該装置は、前記器具が前記第 2 の構成にある場合には、前記付勢部材が前記器具を前記第 1 の構成に向かって付勢する力を加えるように構成される、装置。

【請求項 8】

前記器具はセンサーを含む、請求項 1～7 のいずれか一項に記載の装置。

【請求項 9】

前記器具は、治療剤を送達するか又は組織サンプルを回収するのに組織と接触するように構成される、請求項 1～8 のいずれか一項に記載の装置。

【請求項 10】

前記器具は、針又は生検針を備える、請求項 1～9 のいずれか一に記載の装置。

【請求項 11】

以下の工程を含む対象の消化管から生検サンプルを得る方法；

対象の消化管に配置されており、生検針が請求項 1～10 のいずれか一に記載の装置の器具に結合されている、請求項 1～10 のいずれか一に記載の装置の形状記憶合金部材に電流を加えること、

該器具を、該生検針を対象の標的部位内に挿入するために、作動させること、及び該生検針を使い生検サンプルを得ること。

【請求項 12】

該生検サンプルが、組織又は体液を含む請求項 11 に記載の方法。